

| | | | | |
|--|---|--------------------------|---------------|------|
| 制 度 名 | 小美玉市区管理公園施設整備事業補助金 | 主管課名 | 都市整備課 | |
| 趣旨・目的 | 区が管理する公園の適正な管理運営を期するため、公園の施設整備費用に対し補助金を交付します。 | | | |
| <p>【対象団体等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区単位又は行政区内に設けられた公的団体又はこれに準ずるもの <p>【対象事業、補助要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が管理する公園の施設整備費用であって、故意による損壊又は適正な管理を怠ったと判断される損壊によるものでないこと。 ・小美玉市区管理公園施設整備事業補助金交付要綱によること。 <p>【対象経費、補助限度額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を管理する区が購入する原材料費及び区が委託した業者が請負った経費 ・補助金対象施設は、遊戯施設、便所及びさくとし、対象となる施設を補修し、又は交換する場合か、対象となる施設を移設し、又は撤去する場合 ・新たに設置する施設は対象外 <p>【補助限度額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び限度額の範囲内とする。ただし、55万円を上限とする。 ・補助対象経費の各種別の合計額が5万円未満である場合は、補助金を交付しない。 ・計算した補助金の合計額に、1千円未満の端数がある場合は切り捨てる。 ・事業の実施期限は当該年度内とする。 <p>【経費負担割合】</p> | | | | |
| | 区 分 | 市 | 受益者負担 | 限度額 |
| 遊戯施設 | 補助対象経費 15万円以下 | 全額 | なし | 30万円 |
| | 補助対象経費 15万円超 | 15万円に当該金額を超える額の1/2を加算した額 | 15万円を超える額の1/2 | |
| 便 所 | | 1/2 | 1/2 | 15万円 |
| さ く | | 1/2 | 1/2 | 10万円 |
| 【平成24年度当初予算額】 | | 【補助対象想定数】 | | |
| 550千円 | | 1団体 | | |
| <p>【備考】</p> <p>担当係名：都市施設係</p> <p>※予算が不足した場合には次年度に対応させていただく場合があります。</p> | | | | |